

●香川県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年10月15日から同年11月5日まで一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 長尾丸亀線（46号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市垂水町字中村914番地28地 先から 丸亀市垂水町字中村914番地27地 先まで	前	10.5~19.6	41	設計変更に伴う一部 区域の追加による区 域変更並びに当該変 更により追加された
丸亀市垂水町字中村914番地28地 先から 丸亀市垂水町字中村914番地18地 先まで	後	10.5~19.6	53	区域及び平成21年香 川県告示第174号で 区域変更した区域の 供用開始

- 4 供用開始の期日 平成22年10月15日